

第三十四回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十一号

昭和三十三年三月三日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

同月三日

委員柳田秀一君及び水谷長三郎君辭任につき、その補欠として石田有全君及び中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事辻寛一君同日理事辭任につき、その補欠として淺香忠雄君が理事に當選した。

三月一日

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

は本委員会に付託された。

三月二日

金鵄勲章年金復活に関する陳情書(山形県東田川郡余目町大字廻館字館舎一五八太田忠三郎)(第一七九号)

旧軍人恩給の加算制復元に関する陳情書(福島県田村郡大越町議会議長吉田進平)(第一八〇号)

同(福島県西白河郡泉崎村議会議長三村重一)(第一八一号)

同(埼玉県北埼玉郡北川辺村議会議長長島海喜重)(第一八二号)

同(羽生市議會議長中田八十工工門)

(第一八三号)

同(深谷市議會議長大谷彦太郎)(第一八四号)

同(長野県上高井郡小布施町議會議長長久保安三郎)(第一八五号)

同(兵庫縣美濃郡吉川町議會議員前田顯三外三名)(第一八六号)

同(広島県御調郡御調町議會議長森光一明)(第一八七号)

同(広島県神石郡油木町議會議長赤木太市)(第一八八号)

同(山口県熊毛郡田布施町議會議長北村義人)(第一八九号)

同(山口県都濃郡都濃町議會議長有馬繁樹)(第一九〇号)

同(熊本縣阿蘇郡南小国村議會議長佐藤虎志)(第一九七号)

同(岐阜県養老郡養老町議會議長近藤俊一)(第三一六号)

同(愛知縣幡豆郡一色町議會議長磯貝敬一)(第三一七号)

同(福島県河沼郡津坂下町議會議長賀川常盛外三名)(第三一八号)

同(佐賀県藤津郡太良町議會議長原田幾栄)(第三一九号)

同(北条市議會議長東野源一)(第三五九号)

靖国神社の國家護持に関する陳情書(北海道紋別郡上湧別町議會議長遠藤庄吉)(第二一九号)

同(北海道川上郡標茶町議會議長高橋忠次郎)(第二二〇号)

同(北海道白糠郡音別町長千葉慶治)(第二二一号)

同(北海道斜里郡清里町議會議長渡辺武)(第二二二号)

同(北海道枝幸郡浜頓別町長寺林五郎吉)(第二二三号)

同(北海道上川郡当麻町議會議長居守勘太郎)(第二二四号)

同(北海道寿都郡黒松内町議會議長小原輝雄)(第二二五号)

同(水戸市議會議長田沢重男)(第二一六号)

同(伊万里市議會議長滿江光次)(第二一七号)

同(三重縣議會議長野呂恭一)(第二一八号)

同(山口県美祿郡美東町議會議長井上信樹)(第二一九号)

同(山口県豊浦郡菊川町議會議長藤谷顯)(第二二〇号)

同(佐賀県藤津郡太良町議會議長原田幾栄)(第二二一号)

同(鹿島市議會議長前山捷策)(第二二二号)

同(八代市議會議長村上龜次郎)(第二二三号)

同(長野県小県郡長門町長小林茂夫外三千二百六十三名)(第二二四号)

同(長野県上伊那郡箕輪町八千五百三番地金沢澄雄外二千九百三十五名)(第二二六号)

同(長野県小県郡塩田町長武田助左衛門外三千三百四十八名)(第二二七号)

同(長野県下伊那郡豊丘村唐沢幸一外千四百七十五名)(第二二三号)

同(長野県西筑摩郡王滝村高友太郎外四百八十八名)(第二二四号)

同(平戸市議會議長島淵毅一)(第二二五号)

同(佐賀県佐賀郡富士村議會議長龍野利雄)(第二二六号)

同(鳥栖市議會議長植野勇)(第二二七号)

同(留萌市議會議長大和信正)(第二二八号)

同(長野県埴科郡松代町七百八番地小宮山七子外千二百名)(第二二九号)

同(長野県上水内郡小川村和田芳美外千四百二十六名)(第二三〇号)

同(長野県諏訪郡富士見町折井節外四千八百三十五名)(第二三一号)

同(長野県上伊那郡小野村小野隆司外千二百三十六名)(第二三二号)

同(長野県東筑摩郡信更村小林由治外三千二百二十名)(第二三三号)

同(長野県上伊那郡高遠町藤沢稻村茂直外二千五百二十名)(第二三四号)

同(長野県上水内郡牟礼村大字小玉川口賢三外二千二百二十六名)(第二三五号)

同(北海道虻田郡喜茂別町議會議長藤羽武光)(第三〇八号)

同(北海道茅渚郡南茅渚町議會議長藤本植八)(第三〇九号)

同(北海道紋別郡湧別町議會議長鍵谷善)(第三一〇号)

同(滝川市議會議長阪本茂)(第三一一号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

同(北海道常呂郡常呂町議會議長新谷広治)(第三一二号)

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和三十三年三月三日

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和三十三年三月三日

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和三十三年三月三日

第一類第一号 内閣委員會議録第十一号 昭和三十三年三月三日

する理由である。

○福田委員長 政府より提案理由の説明を求めます。小林外務政務次官。

○小林(絹)政府委員 ただいま議題になりました在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

まずこの法律案におきましては、わが国の在外公館としてモントリオール及びソールズベリーにそれぞれ総領事館を新設することとしたしております。

モントリオールに総領事館を設置いたします理由は、モントリオールはカナダ国ケベック州にある第一の都市でありまして、同州の経済及び政治の中心地であり、現在日系人も約千数百人が居住しております。最近では豊富な天然資源の開発によりまして、鉱工業の発達も著しく、またセントローレンス水路の開通によりまして同州一帯の経済発展は目ざましいものがあります。現在わが国はトロントにある領事館を置いて、ケベック州をも管轄せしめておりますが、トロントはモントリオールより約三百三十マイルも離れておりま

すので、政治的、経済的にも重要な地位にあるケベック州に関する領事事務をこの在トロント領事館で行なわせまことは不便であり、十分な活動を行なわせるために、ケベック州一帯を管轄する総領事館をモントリオールに設置することとしたしておるのであります。

次に、ソールズベリーに総領事館を設置する理由につきましては申し上げます。ソールズベリーは英領植民地である南ローデシアと保護領であります北ローデシア及びニアサランドで構成されておりますローデシア・ニアサランド連邦の最大の都市であります。同連邦は一九五三年連邦として発足して以来、高度の自治権を有しており、ガットを初め数々の国際機関に加盟しております。現状でありまして、近い将来独立するものと思われまます。同連邦は豊富な鉱物資源に恵まれており、またカリバダムの完成に伴いまして、ますますその重要性を増し、欧米先進国もその将来性に着目している次第であります。現在わが国と同連邦との間の貿易関係はきわめて小規模であります。本年二月十五日には同連邦との間の貿易取りきめが成立いたしましたので、わが

国と同連邦との貿易が今後飛躍的に増加することを期待しております。現在ブラチワリアにある領事館がこれを管轄しておりますが、同館は広大な南アフリカを管轄するだけで手一ぱいの現状でありますので、ソールズベリーに総領事館を設置して、ローデシア・ニアサランド連邦を管轄せしめることとしておるのであります。

このような在外公館の新設を行なうための法的な措置といたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正を行なうわけであります。同時にこれらの在外公館に勤務する職員に在勤俸の額を定める必要がありまますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律にも改正を加えることとし、これら二つの法律の一部を改正するための法案として本法律案を提出する次第であります。

何とぞ本案につきまして慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

る法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。福田総務長官。

国家公務員に対する寒冷地手当、

石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「世帯主たる職員に對しては三トン、その他の職員に對しては一トンを、それぞれ公定小売価格」を「次の表の上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、世帯主たる職員に對しては同表の中欄に掲げる数量(世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に對しては、同表の中欄に掲げる数量の三分の二に相当する数量)、その他の職員に對しては同表の下欄に掲げる数量を、それぞれ小売価格」に改め、同項に次の表を加える。

支給地域 の区分		世帯主たる 職員	その他の 職員
甲	地	三・六トン	一・二トン
乙	地	三・三トン	一・一トン
丙	地	三・三トン	一・一トン

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。

第三条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第一条第三項、第二条第二項及び前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなればならない。

第四条を次のように改める。

第四条 人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することが出来る。

第五条中「第五項」を「第六項」に、「前条」を「第三条第二項」に、「基いて」を「基ついて」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 石炭手当支給地域区分

甲地

旭川市
釧路市
帯広市
北見市
網走市
留萌市
稚内市
紋別市
士別市

名寄市

根室市
後志支庁管内 狩太町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極村、俱知安町及び赤井川村
空知支庁管内 江部乙町、音江村、深川町、妹背牛町、秩父別町、一己村、納内村、多度志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町
上川支庁管内
留萌支庁管内
宗谷支庁管内

乙地	網走支庁管内 日高支庁管内 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
	札幌市 小樽市 室蘭市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美瑛市 芦別市 江別市 赤平市

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年一月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

石炭手当の支給地域に区分を設けるとともに、その支給額の限度を改定し、あわせて石炭手当等について人事院が国会及び内閣に勧告することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由

である。

○福田(黨)政府委員 ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、北海道に在勤する一般職の国家公務員に対して支給する石炭手当について、支給地域に区分を設けるとともに、その支給額の限度を改定し、あわせて人事院が、この法律に定める給与に關し調査研究して、国会及び内閣に同時に勧告することができるようにするものであります。

すなわち第一に、現行の石炭手当の支給地域は、北海道一円一率であります。が、今回これを寒冷の度合い、採暖の状況等により甲乙丙の三地域に区分し、それぞれの地域の範囲を別表で定

めることといたしました。

第二に、石炭手当の支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員については現行の三トンから甲地において三・六トン、乙地において三・三トンに、その他の職員については現行の一・二トンから甲地において一・二トン、乙地において一・一トんに、それぞれ引き上げることといたしました。なお世帯主たる職員のうち、たとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の最高限の三分の二を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることといたしました。

第三に、石炭手当等この法律に定める給与は、一般職国家公務員の給与体系全般と密接な関係があり、その改正については人事院における調査研究の結果を待ち、その勧告に基づいて処理

丙地	三笠市 千歳市 砂川市 滝川市 歌志内市 石狩支庁管内 渡島支庁管内 長万部町 檜山支庁管内 瀬棚町、北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 胆振支庁管内 日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域
	函館市 渡島支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域 檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 公共用地取得制度に関する調査を行なうこと。

第三条第二十六号の二中「日本原子力研究所」の下に「国民金融公庫、農林漁業金融公庫」を加え、同条第二十六号の五中「並びに」を削り、「行なうこと」を「行ない、並びに建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうこと」に改める。

第四条第二項中「前条第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号」を「前条第二

○福田委員長 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。大沢建設政務次官。

十五号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「第十七号及び第十七号の二」に改め、同条第六項中「のうちに」の下に「日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの並びに」を加え、同条第七項中「第二十号の二」の下に「第二十六号の四」を加える。

第五條の第三項中「関するもの」の下に「並びに日本住宅公団の業務で土地整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに関するもの」を加える。

第六條及び第七條（第七條の見出しを含む。）中「地理調査所」を「土地地理院」に改める。

第八條第一項中「第九号」の下に「第九号の二」を、「第十一号」の下に「第十一号の二」を加える。

第九條の第二項中「関するもの」の下に「同条第二十六号の五に規定する事務のうち建設工事用機械技能者の養成及び訓練に関するもの並びに同条第一号の二に規定する事務のうち産業開発青年隊の幹部の訓練に関するもの」を加える。

第十條第一項の表中河川審議會の項の次に次のように加える。

公共用地取得制度調査会	建設大臣の諮問に依りて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について関係行政機関に建議すること。
-------------	--

第十三條第二項中「第二号（管轄工事に係るものを除く。）第二号の二」を削り、「第五号までに掲げる事務」の下に「並びに同条第二号及

び第二号の二に掲げる事務（管轄工事に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第二号（管轄工事に係るものに限る。）」を削り、「事務」の下に「並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務のうち管轄工事に係るもの」を加える。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第十條第一項の表に掲げる附属機関のうち、公共用地取得制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四條中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に改める。

第一章から第五章まで並びに附則第七項及び第九項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「建設省地理調査所」を「建設省国土地理院」に改める。

4 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百一條第一項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

理由

建設大臣の諮問に依りて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させるため、建設省の附属機関として、臨時に、公共用地取得制度調査会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大沢（雄）政府委員 たいいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。
この法律案は、最近における公共事業等の事業量の増大に伴い、これらの事業の用に供する土地の取得が困難を加え、公共事業等の円滑な施行に支障を及ぼしている現状にかんがみ、建設省の付属機関として臨時に公共用地取得制度調査会を設置し、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させることとするほか、建設省の所掌事務についてその整備をはかろうとするものであります。以下その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、建設大臣の諮問に依りて公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十六年三月三十一日までの一年間を限り、建設省の付属機関として公共用地取得制度調査会を設置することとし、また、公共用地取得制度に関する調査を本省の所掌事務とすることとしたことであります。

第二に、日本住宅公団の経営一般の監督に関する事務は、現在大臣官房において所掌いたしておりますが、住宅局において所掌いたしております日本住宅公団関係の事務と統合することが適当と考えられますので、この事務を住宅局の所掌事務とすることとしたこととあります。

第三に、建設省の付属機関である地理調査所の名称を国土地理院に改めることとしたこととあります。地理調査所におきましては、測量法に基づく土地の測量に関する各般の行政事務を所掌するとともに、地図の調製等の業務を行なっておりますので、地理調査所という名称は、その所掌事務の実態を表わすのに適当でないと考え、その名称を改めることとしたのであります。

第四に、建設省が委託を受けて建設工事等を行なうことができる場合の委託機関として、国民金融公庫及び農林漁業金融公庫を加えるとともに、委託により建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうことができることとしたこととあります。

住宅公団関係の事務と統合することが適当と考えられますので、この事務を住宅局の所掌事務とすることとしたこととあります。

第三に、建設省の付属機関である地理調査所の名称を国土地理院に改めることとしたこととあります。地理調査所におきましては、測量法に基づく土地の測量に関する各般の行政事務を所掌するとともに、地図の調製等の業務を行なっておりますので、地理調査所という名称は、その所掌事務の実態を表わすのに適当でないと考え、その名称を改めることとしたのであります。

第四に、建設省が委託を受けて建設工事等を行なうことができる場合の委託機関として、国民金融公庫及び農林漁業金融公庫を加えるとともに、委託により建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうことができることとしたこととあります。

なお以上のほか、土木研究所の所掌事務に地すべり防止工事または海岸保全施設工事にかかる特殊な工作物の設計に関する事務を加え、また建設研究所の所掌事務に委託に基づく建設工事用機械技能者の養成及び訓練並びに産業開発青年隊の幹部の訓練に関する事務を加える等所掌事務に関する規定の整備をはかるとともに、地理調査所の名称の変更に伴う関係規定の整備を行なっております。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○福田委員長 各案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○福田委員長 農地被買収者問題調査会設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を許します。田万廣文君。

○田万委員 今まで同僚の委員から、この農地被買収者問題調査会設置法案に対して御質疑をいたしたのでございますが、どうも長官の答弁では私どもは納得がいけません。まず第一にお尋ねしたいことは、農地被買収者問題調査会というのですが、その農地被買収者問題というのとはどういう問題であるかを御説明願いたいと思うのです。

○福田（篤）政府委員 農地改革によりまして行なわれなされた農地改革、これはきわめて大きな意義を持ち、また国民経済に大きな寄与をもたらしたのであります。が、何にいたしましても、非常に大きな改革でありましたために、それに伴って旧地主のいわゆる社会的な問題、生業だとかあるいは生活だとか、各般の問題についていろいろ大きな激変がそれに伴って起こりました。こういうような問題を考へておるわけでありまして。

○田万委員 今お話を聞きますと、被買収者問題というのは社会的な問題で、しかもそれを掘り下げていけば、解放をしたもの地主の生活状態、経済状態、そういうようなものを調査するのが目的だと言われたのであります。が、そう受け取ってけっこうですか。

○福田（篤）政府委員 いわゆる社会的な問題でありますので、経済上、生業上、生活上、その他各般の問題を実情をとらえたいというのが考え方でございます。

○田万委員 それを調査して、結論はどこへ持っていくかとしておられるか。おそらくあなたの今までの答弁から考えると、それは調査の結果がどう出るかわからない、仮定の問題であるからして答弁はしたいというところをおっしゃるのだらうと思うのですけれども、やはり調査会ができた、調査を具体的にしなければいけない。その調査をする際に、具体的にどういうような問題を調査するかということについての一つの示唆がなければ、調査会としての意義は私はないと思う。今ちょっと触れられましたが、解放地主の生活、経済問題というようなものを調査したいということですが、どういう結論が出る見通しでありますか。おそらく政府においてはある程度の見通しを持っておられるのではなからうか。また調査する必要があるというところについては、それだけの理由がなければ、この問題の解決の調査会というものには提案されないわけです。この点について具体的に御答弁をお願いしたいと思うのです。

○福田(憲)政府委員 調査の結果につきましては、すべて調査会におまかせしておるわけでありまして。

○田万委員 言葉は悪いけれども、あほの一言覚えたいなもので、そういうことを言われると、こっちはあほになっちゃう。ほけてしまうのです。焦点をはっきり打ち出してくれぬことには、的がなければ撃ちにくいのです。そこがまた政府の答弁として、撃ちにくいような答弁をして得々としておられるのではないかとわれわれは觀察しておるのですが、やはり問題の内容を明らかにしていただかぬと、調

査会ができて、調査する委員になられた方も具体的に困ると思う。従って今までのように、社会的な問題だとか、結果は委員会の結論が出てみなければわからない、仮定した問題について答えられないというような、通り一べんの御答弁でなくて、ほんとうにこれをやりになる熱意があらになるならば、率直、簡明に、あなたたちが考えておられる調査の内容をお示しを願いたいと思うのです。いかがでしょう、くどいようでありますか……。

○福田(憲)政府委員 この法案を提案しますときに御説明申し上げた通り、以上今までお答えした通りでございます。

○田万委員 長官は、この農地購買収得問題調査会設置法案の提案理由の説明の中にも、社会的な問題、社会的な問題という文言が数回出てきておられるわけです。社会的な問題という言葉ですね。それだけではわからぬじゃないですか。あなたはそれでわかりませんか。あなたがわかっておられる社会的な問題というのとはどういうことか。提案者ですら、内容はわかっておるはずで、それをお答え願いたいと思う。

○福田(憲)政府委員 農地改革の結果、しばしば申し上げております通り、大きな社会的変化があったわけでございます。これら問題を総括的に実態をつかもうというのが、私どもの考え方でございます。

○田万委員 大体常識的に私どもが考えられることは、今長官からも話がありました、解放した地主の生活が現在どういうふうになっておるかということだろ

うと思うのです。そういうふうに出てくるのでしよう。今までの御答弁によりまして、農地改革は合意であった。しかもその価格については、最高裁判所ですらに判決があったように、適正な価格であった。そういうことでありまして、あなたは補償は考えておられない、制度的にはそれは正しい問題であつたのだということを認めておられる。なかつた今日解放した地主がどういう生活をしておるかというところについて調査をしたい。しからば常識的に出る答えは、もし解放された地主の諸君の生活が非常に困っておるというところであれば、それを何とか救済してやらなければいかぬじゃないかと、いうことを目的にして、この法案が提案されたというふうな解することが、一番常識であるとは私には考えがたが、そうではないですか。もともとやはり国民の納得のいくような説明をわれわれ議員に聞かしてもらいたい。わかつておられるのです。もう火を見るより明らかなんです。御丁寧な御答弁を私はお願いしたい。お願いします。

○福田(憲)政府委員 これも前にもお答えしました通り、調査会を設けて、一体どういふ生活上の問題、その他生活上あらゆる問題について、大きな変化が一体どういふように起こつておるか、この実態を全然つかんでおきたい。これは国民生活の安定という大きな観点からも必要である、そういう点からこの問題を調査するわけでありま。今からこういう結論が出るとかいろいろなことは、予想しておりません。

○田万委員 もし結論が現在解放地主諸君は生活には困っておらないという

ような結論が出たらそれも一つの調査の結果でありましようが、出ないとも限らないわけですね。どうですか、その際に、この調査の目的を達せられたということになるのですか。

○福田(憲)政府委員 それらの問題は、やはり調査会の結論を見なければお答えできないと思ひます。

○田万委員 私どもが考えますのに、今まで同僚の委員から長官にたびたび質問しておりますが、その質問の角度は、いろいろな角度から述べられておるのでありますけれども、要は農地解放を受けた地主階級の諸君の熱烈な要求によつて、この調査会が発足するに至つた。聞くところによりますれば、自民党内にそういう組織ができておるといふことも、たびたび委員から話されておるのです。それは長官の方においても否認しておられない。認められておる。そういうような点から考えて、やはり最近の経済状態からいって、地主が解放した時分には適正な価格であつたけれども、現在からすれば非常に安い価格であつた。しかも今日売買しておるのは一反何十万円というような高い相場で取引されておる。横でもとの地主が指をくわえて見ておるのは忍びない。だからして一反について相当な補償をしてもいいといふのが、いわゆる地主組合といひますか、地主団体、そういう諸君の全国的希望のあることはわれわれも認める。認めるというよりは、そういう希望が現実に行なわれているという事実を認める。われわれはそれに反対でありまして、下からの突き上げで、特に自民党

とつながらの深い地主階級諸君との関係において、やむを得ず、今まで何回も出して廃案あるいは否決されたのと同様の内容を持った法案を出してきたものと私は考える。あなたは今までの答弁において、さういふことは絶対にありません、これは政府独自の見解において提案したものであるといふことを、口がすっぱくなるほどおっしゃつておられるのでありますけれども、どうもそのにおいを感じる度強いのです。やはり前に答弁されたと同じように、そうではないとお答えであらうと思ひますが、なお念のために一度承つておきたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 われわれとしては、旧地主の方の陳情も何つておりますし、また自作農の立場からいろいろの陳情も承つておりますが、この法案提出は、そういう一部の団体の突き上げという動機で出したわけではございません。

○田万委員 大体今までのたびたびこの委員会における御答弁で、政府がどういふことをこの調査会に求めておるかという結論は、出たように私は思ふのであります。率直に申し上げて、補償はしないといふことを言つておられるけれども、現実に調査会の結論として、補償すべきである、あるいは補償という言葉を使わなくても、見舞金あるいは交付金という名前であつても、何らかの金銭的なもので、その問題を解決しようという意図があるやに思ふのです。ところでこの被買収者問題調査会といふものは、現段階において、農地解放したところの地主の生活が非常に困つておるといふことを前提にして、この調査会法案といふものを提案

せられたのですか。いかがでしょう。

○福田(黨)政府委員 生活の困窮という観点だけではございません。先ほども申した通り、生業上その他いろいろな問題の大きな変化について実態をつかもう、こういう考えであります。

○田万委員 生活問題だけじゃない、そのあとの言葉は何とおっしゃたのですか。

○福田(黨)政府委員 生活の問題、生業上の問題、その他各般の著しい変化について実態をつかもうということになります。

○田万委員 生活の問題はわかりますが、生業の問題というのは、どういうことを意味しておるのですか。

○福田(黨)政府委員 たとえば今まで地主であった者が、全然農業を離れるとか、その他いろいろな職業に転換するということもありましょうし、そういうようなものも含んでおると思います。

○田万委員 われわれの仄聞するところによりますれば、決して政府が考えているように、農地解放せられた多くの地主が、生活の困窮を来たしておるといふような結果ではなくて、やはり旧地主階層の諸君は、相当な社会的地位も獲得しておるし、経済的にも恵まれておるといふことであります。その点について私は農地局長にお伺いしたいのですが、三十一年度でございましたか、農林省で臨時農業基本調査というものをなさったと聞いておるのですが、その結果を具体的に御説明願いたいと思います。

○伊東政府委員 農林省で昭和三十年に、臨時農業基本調査をやっております。

す。これのやり方でございますが、農業集落五分の一を抽出いたしましたので、その抽出した集落の全農家について調査するということでなされたのであります。調査の対象になったのは、九万三千戸くらいでございます。そういうものを対象にして調査をした農林省の調査でありますので、旧地主でも、農村に残っておいて農業を営んでおる人だけについての調査でありまして、農地解放をして外に出ました人の調査は全然ございせん。そういう調査をやった結果、大づかみなことを申し上げますと、農村に残っておる人でも、いわゆる土地を解放した農家とそれ以外の一般農家について見ますと、解放した農家の現在残っている人の経営面積等は、一般農家よりも高くなっております。また経営規模も、一町歩以下を占める率が一般農家は二七％でございますが、解放農家は四六％というふうに出ております。経営規模も、比較的解放農家は多い。また専業農家の率も、解放農家の方が多い。商品生産農家をとってみても、やはり高くなっております。それから兼営の種類等を見ても、いわゆる社会経済的に見て高いといえますが、そういう地位の人解放農家が多いという数字が出ております。ただ問題として考えられることは、解放農家の中にあります。季節雇いとかあるいは日雇いに出ておる人が、第一種兼業でも一〇数％あるというように、従来地主であった人が季節雇いとか日雇いに出ておるという数字も出ております。そういうようなことが大づかみとして統計調査部でやった調査の結果は出ております。

○田万委員 今長官も、横でお聞きの通りでありまして、農地を解放せられた旧地主階層の中で、九割くらいまでは専業農家であり、しかも経営規模においては一町以上持つて耕作をやっているという話です。これは政府が心配しておられるような、農地解放をした地主が現在非常に生活程度が低くて、一般的に困っているという実情ではない。今の局長さんのお話によれば、ほんとうに農地解放をして困っているのは、わずかに一割くらいの農家でなかろうかと思うのです。(一割もないよ)と呼ぶ者あり。一割もないという同僚委員のお話です。これは専門委員にもひとしい石田有全君や中村君の話です。し、われわれもあとで調べて明らかにしたいとも思いますが、非常に少ない数字だと思ふ。

私がかこで長官にお伺いしたいのは、ほんとうにわずかの一握りにしかすぎない農地解放をした貧困な地主階層を救済するために、一千万に余る国民の血税を調査費に充てるといふことが正しいかどうか。それよりもむしろ私は自作あるいは小作の一般の農家が、現在非常に生活困窮を来たしておる。みずから解放を受けた土地を手放さなければならぬというふうな、そういう農村の実態というものを調査して、それらの大衆の農家の生活を救うというための調査なれば、われわれは意味があるかと考える。反対に解放した時分には適正価格を受けて、そうして今日まだ裕福な生活を暮らしておるほとんどの多くの地主階層の諸君、それを対象にして調査会を持つというふうなことは、まことに矛盾顯著もはなはだしいと私は考える。農地局長さんにお尋ねしたいのですが、一般の解放後における小作、自作、そういう諸君の生活状態を調査せられたことはございますか、いかがでございますか。またあつたとして、その結果の報告はどんなものであるかということをお話し願いたいと思ふのです。

○伊東政府委員 最終に御質問のありました解放農家あるいは今のおもに小作をやっておる人と、自作農経営の調査があるかという御質問でございますが、実はこの二月一日を期しましてセンサスをやっておりますから、その結果が出てくるだろうと思っております。先ほど御答弁いたしましたのは農村に残っている人だけの統計を一応御説明いたしました。が、農家から出ました人の調査は全然やっております。

○田万委員 私は調査会というものを作られるのであります。そういう広範なほんとうに気の毒な農家の諸君の生活、あるいはあなたの言葉ではないが、生業状態というものを調査する調査会であるならば、われわれは双手をあげて賛成するにやぶさかでないのです。それをやっておらない。反対に一部の農地解放の地主階層の救済のためとか思ふような調査会を設置されたところ、非常に疑問を持たざるを得ないのであります。

そこで私は長官にお尋ねしたいのですが、前回のこの内閣委員会におきまして受田新吉君があなたに質問した言葉ですが、預金の問題があつたわけですね。インフレで非常に被害をこうむった大衆があるのじゃないか、こういうものはどうするかという話があつたのですが、さらに私はもう少し飛躍をして、極端な例をとって話をするのであります。

○田万委員 見舞金でというけれども、その見舞金たるやほんとうの見舞金であつて、スズメの涙くらいしか行き渡っておらない。とうてい満足すべき金額ではなかつたということとわれわれは知っておるのです。無にひとしいものです。そういうように戦争のほんとうの犠牲者といふべきか、そういう者に対しては、きわめて冷淡な態度である政府が、今度のこの調査会における実態を見ると、あなたがおっしゃっておられるような補償も適正価格であつた、それも渡しておるのだ、憲法にも違反しておらない、そういうような待遇を受けておる地主階層に、今さら何を調査して何を与えようとするのであるかということと私は言いたいのです。どうですか。ほんとうに福田さん、私もあなたに御人格を御清潔にして御信頼申し上げることができると思ふのです。そういうような高潔なあなたが、政府委員としてはいろいろな簡単な、社会的な問題とかいふような答弁をしておられるが、腹の底

では僕らの同僚委員が質問しておる意味がよわかっておいでになるのじゃないかと思うのです。私はあなたのほんとうの心の底をぶち割って話を聞きたいのですが、どうですか、おっしゃることはできませんか、やはり社会的な問題で逃げてしまふのですか、いかがでしょう。

○福田(憲)政府委員 空襲その他非常に悲惨な国民の被害に対しては、これは政府として決して万全とは私は言えないと思います。これはただ戦争という特殊の大きな原因の結果でございまして、今度の調査会の対象はこういう戦争という事態とは別個に、農地改革という大きな改革、それに伴って起こった社会的ないろいろな激変というので、それを調査しようというわけでありまして、おのずから問題が違います。

○田万委員 戦争という大きなことから起きた被害である。これは制度から出てきた問題である。戦争の被害の方が大きいのです。私はこういうような調査会を作つてやるならば、もっと掘り下げて、先ほどお話ししたように、今日の一般の小作、自作の農家がどういふ生活状態であるか、あるいはもつとさかのほつて、今のようないふ毒な戦争犠牲者がどういふような生活に陥つておるかというやうな問題について、調査会は何千万円という調査費を使つてでもけっこうだと思ふのです。それを前後矛盾撞背もはなはだしいと思ふ。あなたがいふ人間味のある調査会を作る御意思はないのですか、いかがですか。血が通つておる人間であれば、政治家の端くれであれば、それらのことは当然考えられるべき問題じゃない

かと思ふのですが、どうでしょう。

○福田(憲)政府委員 御指摘の農政の問題については、当然これは大切な問題でありまして、御存じの通りすでに総理府に農林漁業基本問題調査会を設置されて、いろいろこの問題とあらゆる角度から取り組んでおるわけでありまして。

○田万委員 次に尋ねたいのは、前回本会議でございましたが、石田君が中村君が質問したときに、岸総理が答弁せられた地主団体の解散問題、これは私も当然解散していいのじゃないかと思ふのです。解散さすべきじゃないかと思ふのです。岸さんの答弁ではどういふやうな答弁をしておられるかという、本会議の会議録を讀むわけですが、今の憲法の上から申しまして、目的が、決して公共の目的に違反してない、共同の主張を持ち、いろいろな意見を政治に反映せしめようとして、国民が自由に結ぶところの団体は、憲法において保障されておるところのものである、従つて解散というやうなことは考えておらないと御答弁になつておられる。私が考えますのに、公共の目的に違反しないというけれども、これは私は明らかに間違いだと思ふ。なぜかならば、すでに農地の取り戻しとかあるいは補償というやうなものは現在の農地法を無視して、あるいは憲法においては公共の現在の安寧秩序を乱す以外の何ものでもないと思ふ。公衆の目的を阻害するやうな今日の地主階級の団体というのは、その一点において私は解散させて当然だと思ふ。岸さんはそうおつ

しやらない。見解の相違といへばそれだけの問題でありますけれども、実際の今日の法秩序の上からいって、国民の良識の上からいって、現在の地主団体が考へておるものもろの考へ方というものは、明らかに公共の目的に背反する行為であると私は考へる。この点に對する長官の御意見はいかがでございましょう。

○福田(憲)政府委員 今日の民主政治のあり方からいって、志を同じくした目的を同じくする者が団体を作ることは、私は当然の権利だと思ひます。地主の方々が同じ考へで団結をし、団体を作る、そしてまたいろいろ活動されることも当然の自由だと思ふのであります。御指摘の公益云々の点につきましては、これは法律的にまた別の観点から考へらるべきものである、従つて解散するということとは当然私どもは考へておりません。

○田万委員 この点については意見が並行線でございますから、御議論申し上げません。

次に尋ねたいことは、これは自民党の農地問題調査会というのですか、その答申に、農地転用税という問題があつたと聞いておるのですが、あつたとすればその答申の具体的な点をお話したいだきたいと思ひます。

○福田(憲)政府委員 その点は、この委員会でも受田委員からやはり御同様の一応の御提案のようなお話もありましたけれども、党の答申案、あれは三十三年の十二月と記憶しておりますが、大体三カ条結論を出して、第二のうちに今御指摘の点があつたと思ひます。

○田万委員 その内容としては、私どもが聞いておるものでございまして、が、転売した価格から解放当時の価格を差し引いた額の二分の一を旧地主に交付する、その残りは土地改良事業等に投入するといふものでございまして。それを農地転用税といふやうな表現をしておられるようでございますが、それに間違ひありませんか。

○福田(憲)政府委員 自由民主党農地問題調査会は、三十三年の十二月に總會を開きまして答申案を出しておるのですが、その点につきましては具体的なパーセンテージには触れておらぬやうであります。ただ農地の転用、転売に對して相当の課税をするということをお答申いたしております。

○田万委員 自民党さんの内部のことですから私も詳しいことは存じませんが、そういうふうな申し上げたやうに聞いたわけですが、しかし農地転用税として、その売買が行なわれた時分のその価格のうちから、ある程度のもので税金で取り上げるということの考へはこれで明らかになつたわけですが、その一部を地主にやるかやらぬかという問題ですが、これは明らかに今度の調査会法案の底意から考へても、自民党の農地問題調査会の答申と符合する結果になるおそれを多分に私どもは感ずるのであります。

そこで農地局長にお尋ねしたいのですが、農地解放の反別、これはどれくらいあつたのですか。

○伊東政府委員 農地解放いたしましたのは百七十五万町歩にちよつと足りない百七十四万町歩という数字でございまして。そのほかに國の所管がえといふやうなものが約十九万町歩あつたわけでございます。

○田万委員 約百七十五万町歩というお話でございますが、これに関連してわれわれが地主組合から陳情を受けたことがあるのです。これは仮定の話ではなく、実際にあつた話ですが、反当に初め二十万円、後にこれはむすかしいといふので十萬円の補償をしてもらいたいといふことになつた。十萬円の補償といふけれども、かりに十萬円の補償にしても相当な金になるのであるが、これを十萬円にしたら莫大な金額になると思ひます。長官に聞いておいてもらいたいのには、そういう予算が、現在きつめて困難な財政の中において、かりに調査会の結論がそういうものを出したと仮定しても、それを組み得る可能性があるので、いかがで

○福田(憲)政府委員 党の答申にも、そのような構想といふものが、今御説明した通りあつたやうでありますし、また受田委員からもそういう趣旨の御提案もあつたやうに私は存じております。ただこういう転用、転売については、御存じの通り所得税とかあるいは固定資産税を払つておりますので、特別の税を設けて取るかどうかということは、よほど慎重に検討しなければならぬと私どもは考へております。

○田万委員 私は先ほどいろいろ申し上げておりますが、農村の実態調査といふことになりましたならば、これは広範な農村の実態調査といふことでなければならぬと思ひます。ととも、ほんとうに政府がやるとしたならば、一部の人の救済といふのではなく、しかもその一部といふのは、今いろいろ質疑応答の中にも明らかにしたやうに、現在経済的にも、生活状態に

おきましてまだ優位を示しておるとい
うような階層の諸君の救済でなく、
ほんとうに気の毒な農民大衆を対象に
して調査もし、そしてこれを救済す
る必要があるならば、いわゆる社会保
障制度審議会、こういうものに付議し
てやることは私は合理性があると思
うのです。それをやらないで、あえて農
林省の所管事項であるべきものを総理
府が取り上げてまでやるということ、
しかもそこに無理押しをしていくとい
う姿は、われわれはどうも納得でき
ぬ。少なくとも社会保障制度審議会と
いうものに付託するか、あるいはもと
通り農林省の所管にするかということ
についての御意見はいかがですか、長
官のお考えをお尋ねしたいと思いま
す。

○福田(篤)政府委員 社会保障制度審
議会は御指摘の通りありまして、い
ろいろ保障制度の問題を検討しておるわ
けでございます。政府としましては国民
年金の創設とか、あるいは国民皆
保険、いろいろな大きな問題を社会保
障という観点から施策をしておるわけ
です。この調査会は、しばしば申し上げ
ます通り、農地改革の結果起こった
いろいろな著しい変化についての調査
でありまして、おのずから社会保障制
度とは範疇が違ふと私も考えており
ます。なお農林省においてはどうかと
いう御指摘もありますが、調査の対象
が広範でありまして、あるいは厚生省
その他にも関係がありますので、従来
の経過からいって総理府に設置した方
が適当である、かように思います。

○田万委員 広範な広範なと言ひの
ですが、どういふ点が広範なんですか。
きわめて狭いじゃないですか。(広く
あまねくだよ」と呼ぶ者あり) 広くあ
まねくと言ひが、広くあまねくではな
いじゃないですか。広くあまねくとい
うのは、地主階級にあまねいてゐるの
であつて、決してそうではない。広範
なという御説明は、どういふ点が広範
なということになるのか、その広範の
定義を一つ聞かしていただきたい。

○福田(篤)政府委員 広範という意味
は、単に農政だけという意味ではなく
て、農政は先ほど申した特別委員会が
あります。その他社会的にいろいろな
大きな問題を含んでおる。だから幅が
広いという意味であります。

○田万委員 長官が答弁されておるこ
と自身が、次々と質問を重ねなければ
ならぬような答弁になるのです。広範
なというのは、農政のみでない、社会
問題その他何々と申すて広い意味に
お話ございましたが、私はもし長官
の広範なという意味がそういう意味で
あるならば、農地解放をした一地主階
層だけの問題でなくして、さらにもつ
とほんとうに大きな広範な大衆とい
うものがあるわけなんです。今日、解放
された農地を手放さなければならぬと
いうような気の毒な農家もある、一家
心中している農家もないとは言えな
い。そういうほんとうに広範な、地主
階層以外の小作、自作というものを対
象にして調査するという調査会が、私
は意義があると思うのです。一千万円
の金を使って何をやるのですか。ばか
げんことはおやめになったらいと私
は思う。私が言う広範なという広範が
ほんとうの広範なのか、あなたの言う
広範がほんとうの広範なのか、常識的
に広範という意味をもう一べん御答弁
願ひたい。

○福田(篤)政府委員 先ほど農地局長
から答弁されたように、農林省の調査
は約百七十万戸のうち七十万戸で、残
りの解放されてから農業を離れた百万
戸についてはほとんど調査ができてお
らない、こういう点については国民生
活全般から見ても、政府としてはこう
いう調査会を設けるのが適当と考えて
おります。

○田万委員 農地局長にお尋ねしま
す、一般の農地解放を受けた自作人、
また現在小作してゐる人間、それらの
数は何百万、何千万おるのですか、お
答へ願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 農地解放しました農
家、それは法人が十四万くらいありま
す。それを含めまして百七十六万くら
いの人が土地を解放したということ
になっております。小作人、それを買
い受けました人は四百三十万くらい
であります。そしてまだ現在全体
の九割くらいが小作地でございますが、
人数は今言ったようなことでございま
す。

○田万委員 今横で長官もお聞きの通
り、農地解放を受けた自作人、これは
あなたが言う言葉からもさらに広範で
すよ。その片一方の広範な、ほんとう
に現在困つておる自作、あるいは小作
という諸君、これを政府はこういう調
査会を設けても調査の対象にしないとい
ふのはどういふわけですか。案な
のを調査して、貧乏な困つてゐる人
を調査会の対象からははずしてしま
う、これは正義ではないじゃないですか、愛
情がないじゃないですか。いかがで
すか福田さん、私はよくよく聞くことは
好かぬのですけれども、あまりあなた
の御答弁が要領よ過ぎて、ほうと空

の上から灰をまいたようなことにな
っているから、私はその灰を拾うのに困
るのです。一つ大筋を通して、率直に
私の意のある質問をあなたが理解され
て、明確な御答弁をお願いしたい。

○福田(篤)政府委員 御指摘の農政
の、今曲がりかどにきてゐる深刻な農
村問題については、農林漁業基本問題
調査会で、これは農林省が中心にな
つて真剣に政府が取組んでおる問題で
あらうと思ひます。

○田万委員 なかなか長官ともなりま
すれば答弁がむずかしいと思ひので
す。むずかしいだけにわれわれもよほ
ど掘り下げて質問しなければ、ほとん
ど掘り下げるほどはつととしてくるの
です。私がお尋ねしたいのは、補償を
考えないということをしたたびあなた
がおっしゃつてゐるわけですが、そう
です。補償はやらぬと言ふ。しか
らば生活困窮者というものが一部にあ
るといふ結論が調査会から出たら、そ
れはどういう取り扱いをするお考えで
すか。補償はやらぬということにな
つてゐるのだから、一銭もやらぬと言
つて捨てておくお考えですか、どうで
すか。

○福田(篤)政府委員 補償しないこと
は、総理以下私もたたび法律上で
きるものではないということをはき
きりお答え申し上げた通りでございま
す。なおその他につきましては、これ
は調査会の結論を見まさんと、政府と
して今のところ何ともお答えしようが
ありません。

○田万委員 今お話の中で法律上は補
償できないということをお話された、こ
れは間違ひございません。——結論

が補償、あるいは他の名義で見舞金あ
るいは交付金ということになるか知ら
ぬが、とにかくある程度の金銭で満足
さす。これはいかなる名義であつても
補償ということになる。結論がそう出
た場合には、法律上できないと言つて
それを切り捨ててしまふという決意が
あなたにはつきりありますか。私も
心配するのは、今ここでは答弁で法
律上はできないと言つておるけれど
も、具体的に調査会の結論が補償すべ
し、あるいは補償という言葉が適当でな
ければ、インチキ名義で一つの名義を
つけてやつた方がいい、そういうこと
が出れば、それは補償でないのだから
名前が違ふからやろうじゃないか、こ
れは法律上違反でないといううなご
まかしの取り扱ひをする危険性が多
分にある。そういうことがないとい
うことをあなたはここで保証されま
すか、断言できますか、いかがですか。
断言できるとすればこういううな調
査会を置く必要は全然ない。これは常
識的に結論が出ておるのです。何を求
めて調査するのだということになるの
です。その点いかがですか。結論の出
方によつてはどうなるかということ
です。

○福田(篤)政府委員 これは御質問の
通り調査会の実態をまず把握すること
が第一であり、第二はその実態にお
いてどういふ処置が必要かという第二
の問題にかかるといふ通りです。第二
の問題について今からいろいろと結論を
予想することは、私も慎重にと思
ひます。

○田万委員 そういう工合にぬけぬけ
と抜けてしまふのです。つかまえてこ
ろのないウナギのようなもので、どこ

用すべきであるに拘らず、強力な戦時統制時代から引き継がれた公定賃賃料を基礎としたため、不当に安く評価されたこと。

(イ) 買取対価を昭和二十年十一月二十三日現在に釘付けして、これに相当する農地証券を交付したため、インフレの影響を受けて旧地主は莫大な損害を蒙ったこと。

しかしながら、この主張は誤っているとの判断される。その理由は次の通りである。

二、買取対価の算出基礎の正当性

(イ) 農地改革によって田を買収するに当っては、当時の反当米作粗収入から生産費(物財費、労働費、資本利子、粗税公課)と利潤とを差引いた残余が耕作者から地主に支払うことのできる地代の限度だという前提で、その額を当時の国債利廻りで資本還元した額をもって買取対価とした。(自作収益価格、賃賃価格の四〇倍、反当平均七六〇円)

さらに、他方地主の立場も考慮して、当時の基準小作料を資本還元した、所謂地主採算価格との差額を報償金として支払った。(反当二二〇円、但し三町歩を限度とする。)

(イ) 畑の買取対価もこれに準じて算出した。(対価賃賃価格の四八倍、反当平均四四八円、報償金反当一三〇円)

(イ) この買取対価は、農地改革事業が一段落を見た昭和二十五年までそのまま据え置かれたが、この間に行われた米価の数回に亘る改訂は、騰貴した生産費を補償する範

囲内で行われたに過ぎず、実際にも昭和二十一年度から二十四年度まで、各年度の産米について同様の方式による自作収益価格の計算を試みると、残余として生ずる地代部分は、何れの年も例外なく存在せず、従って買取対価を改訂する理由がなかった。

三、最高裁判所の判決

以上の点をめぐって、買取対価を違憲とする訴訟が各地で提起されたが、その論拠は憲法第二十九条第三項「正当な補償」ではなく、私有財産権を侵害するものであるというにあった。最高裁判所は、昭和二十八年一月二三日、買取対価違憲訴訟に対して上告棄却の判決を下し、農地の買取対価は次の理由により憲法第二十九条第三項に規定する「正当な補償」であることを明かにした。

(イ) 憲法第二十九条第三項にいう「正当な補償」とは、合理的に算出された相当な額をいう。ただし財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定められることを本質とするから、公共の福祉を増進し又は維持するために必要ある場合は、財産権の使用収益又は処分権の制限を受けることがあり、また財産権の価格についても特定の制限を受けることがあって、その自由な取引による価格の成立を認められないこともあるからである。

(イ) 対価の算定方式を地主採算価格によらず自作収益価格によったことは、農地を耕作地として維持し耕作者の地位の安定と農業生産力の維持増進を図ろうとする農地調

整法より、いわゆる第二次農地改革において制定された自創法に及ぶ一貫した国策に基づく法の目的からいって当然であるといわなければならない。

(イ) 前記買取対価の外に、地主としての収益に基き合理的に算出された報償金も交付されるものであるから、買取農地の所有者に対する補償が不当であるという理由を認めることができない。

(イ) 農地買取対価決定当時(昭和二十年末)の米の生産者価格は、その後数回改訂されているが、これは戦後における経済事情の急変により主として生産費がいちじるしく上昇したのに対応した措置であり、生産者たる耕作者を基準とする米価対策の上から当然であって、なんら生産者そのものに直接関係のない地主たる農地所有者に対して、その農地価格をこれに直に改訂しなければならぬものではない。

(イ) 農地改革は、他のある制度のように連合国の支持によらなければならぬものとは異なっている。農地については戦前から種々地主の所有権の内容がいちじるしく制限されてきていたが、かかる農地所有権の性質の変化は、自作農創設を目的とする一貫した国策に伴う法律上の措置であって、いかにえれば、憲法第二十九条二項にいう公共の福祉に適合するように法律によって定められた農地所有権の内容であるものとみなければならぬ。

四、解放農地国家補償の農地制度への影響

影響

農地改革は、最高裁判所の判決にも明らかな通り、戦前から自作農創設を目的とする一貫した国策の下に行われたものであって、現行の農地法も農地改革の成果の保持をその根本原則としている以上、農地の買取対価、小作料等についての考え方は農地改革当時のものをそのまま引き継いでいるので、もしこの要求を容れるときには、これらについての根本原則は崩れることとなる。ひいては耕作権保護の思想も根底からその基礎が揺ぐこととなる。

五、在外財産補償との相違

解放農地についての補償要求と在外財産補償の問題とは次の諸点において著しい相違がみられる。

(イ) 在外財産問題は外国没収と在留邦人の強制送還とによって惹起されたものであるが、農地改革についてはこのような事態はなく、国会で成立した法律に基づいて行われた。

(イ) 農地買取については、法律によつて異議申立、訴願、訴訟の道が開かれているが、在外財産の没収については、このようなことは一切考慮されていない。

(イ) 農地買取については、前述のとおり正当な補償がなされているが、在外財産は没収されたものである。

(イ) 在外財産の補償については、国家に法律的責任があるかどうか未だに未確定であるが、農地買取については前述の最高裁判所の判決がある。

でありますが、この見解を今日やはり支持されるかどうか。総務長官並びに農地局長の見解を明らかにしていただきたい。

○福田(憲)政府委員 今の政府の所見としては、対価に関する最高裁の判決は正しいものと思えます。これはあくまでも守らなければならない。また従っていわゆる対価不当の前提としての補償問題は考えらるべきものではない、考えてはならない。この二点は、今までいささつはありましたが、現政府がはっきりとお答えしておる通りであります。なお細部につきましては、農地局長から答弁いたします。

○伊東政府委員 お読みになりましたものは、正式な文書として私になつてから配ったというようなことはございませぬが、内容につきましては今総務長官から答えになりましたことと私も全然同一でございます。

○石田(資)委員 農地局から正式に発表されたものであるかどうか、私はこれはかつて当時の農林委員会に配付された文書であると承知しておるのであります。衆議院農林水産常任委員会に提出された文書というものは、これは公式の席上に明らかになったものであって、これは公の文書であると理解するわけでありますが、いかがですか。

○伊東政府委員 はなはだ不勉強で恐縮なんです、私、農地局長になりましてからそういう資料を配った記憶がないのでございますが、もしその前に配ったといえますればその通りでございます。

○石田(資)委員 見解の基本的な問題でありまして、伊東農地局長以前の問

題でありますけれども、経過はその通りでございますから、従ってそういう経過を経ておれば、これは公式見解と受け取って差しつかえないと思うのですが、どうですか。

○伊東政府委員 同意見でございます。

○石田(審)委員 先ほど来田万委員の質疑の中で、農地局長からいろいろ政府の調査事項が明らかにされておりますが、伊東局長非常に時間の関係で考慮されたと思えて、ただその要点だけしか触れておらないようでありますが、私はやはりそれが基本的な問題であると思っております。この点はもっと明らかにしなければならぬと考えるのであります。その農林省の調査というものがやはり基本的な問題であると思っております。局長から詳しく説明を聞くことが一番いいと思うのですが、私ここに農林省の統計調査部の出した「農家調査の結果概要」、その中に「耕地を解放した農家の現状」という統計を持っております。これはやはり記録にとめておく必要があると思っております。基礎的なもので、この点も明確にしておきたい。

これは先ほど局長が言われたように、昭和三十年年度臨時農業基本調査によるものであります。この中で農地改革後五十年の歳月がたっている耕地を解放した農家、いわゆる地主が現在どのような状態にあるかを明らかにした注目すべき結果が出ています。その結論としては、他の農家に比して全般的に恵まれているとい

う。

地規模を見ると、解放農家、いわゆる地主は階層の大小に関係なく一般農家に比べて耕地面積の大きい農家の割合が多いし、また商品生産農家の割合が高い。

次に専業農家の割合を見ると、これも解放農家の階層の階層なく、一般農家に比較して専業農家の割合が高い。さらに兼業の種類の見ると、解放農家は第一種、第二種兼業農家とも、社会的経済的に高い地位にある兼業に従事している農家が一般の農家より多い。たとえば解放農家が村長、助役、専務職員、技術職員などサラリーマンの兼業農家が多く、賃金労働者として恒常的に雇われるものや季節雇い、人夫、日雇いなどは非常に少ない。また解放農家だけをとりても、上層ほど比較的地位の高い職業に従事している。

耕地を解放した農家の土地面積を見ると、耕地面積は一般農家の平均七反五畝に對し一町六畝に及び、解放農家の階層中最も少ない五反未満の階層でも平均九反七畝となつておる。

山林は、一般農家に比し解放農家は、経営農家数の割合も面積もともに大きい。山林面積は、解放規模の大きい階層ほど著しく大きくなつておる。解放農家の階層別に他から労働者を入れた農家数の割合を見ると、農業常雇いと日雇いは上層ほど多く、ゆい、手間は下層に多く、手伝人は階層差が少い。

以上を総合して見ると、耕地を解放した農家は一般農家よりも経営規模が大きく、従って農業経営の面から見ても上位にある。たとえば専業農家の割合は、解放農家の割合が四五・九%、一般農家は三四・五%、商品生産農家の割合は、解放農家が四五・二%、一般農家が二七・七%、耕地面積は、解放農家が一戸当たり一町六畝、一般農家は七反五畝。また兼業の面から見て、社会的、経済的に地位の高い兼業に従事している農家の割合が大きい。解放農家の解放耕地の規模別に見ると、解放面積の大小による差は農業経営の面では僅少であるが、兼業の面から見ると、社会的経済的地位の上位にあるような兼業が解放規模の大きい農家に多い傾向がある。最も著しい差は、解放農家のうちで解放規模が大きい層は、山林の経営面積がきわめて大きい点である。たとえば山林を経営する農家の割合は、五反未満が六八・九%で、山林を経営する農家一戸当たりの山林面積は二町五反三畝、五反から一町は、山林を経営する農家の割合は七一・五%で、山林を経営する農家一戸当たり山林面積は三町三反三畝、ずつと飛ばしまして十町以上になりますと、山林を経営する農家の割合が七五・六%、山林を経営する農家一戸当たりの山林面積が二十二町二反四畝、解放農家の平均は七〇・七%で、山林を経営する農家一戸当たり山林面積が四町八畝、一般農家は、山林を経営する農家の割合が四六・一%で、山林を経営する農家一戸当たり山林面積が一町五反九畝しかない。

反未満の農家が一万九百二十五戸もある。第一種兼業農家といえども前記のような不安定な兼業を行なっている場合で耕地が少ない場合が考えられる。これが第一種兼業農家の中に三千八百六十二戸ある。

こういふふうには農林省が非常な努力をして、これだけの調査の結論を出しておるのであります。こういう結論があるにもかかわらず、なおかつその社会問題を調査するということについて、われわれはどういうこれは納得がいかないのです。そういったと、さらに経済問題以外に調査をするということは、何を対象としてどういう角度からどういふ問題を調査されるのか、長官の御返答をお伺いいたします。

○福田(篤)政府委員 今あげられました統計については、御存じの通り旧地主でなおまだ現在農業に従事している方を対象にしているわけであります。約七十七万戸のうちで約七十七万戸に達しては調査をいたしておらないのが今の状況でありまして、調査会の対象はこの調査をしておらない百万戸についていたしたいと考えております。

○石田(審)委員 これは長官は御存じかどうかは存じませんが、一体統計というふうなものには、長官は信用されるのですか、されないのですか。

○福田(篤)政府委員 權威のある機関のやうな調査は当然尊重いたします。

○石田(審)委員 統計というものは、全体を調べなくともその趨勢はわかると思うのです。ところが、一部分調べてないから、あるいは半分調べてないから、それはわからないというもので

はないと思う。農家経済調査にしてもあるいは米の生産費調査にしても――米の生産費調査のことときは三百万戸の米販賣農家のうち二千六百戸の調査を基礎にして、米価算定の基礎資料にしておる。まだ残つておるものがあるから、それを全部調べなければならぬという考え方は、一体どういふ基礎的な理由に基づくものでしょうか。

○福田(篤)政府委員 まだ調査をしておりませんが、調査した分の約七十万戸とは違ひまして、七十万戸の農林省の調査は今でも農業に従事しておるものであります。私どもの調査したいというおもしろなる対象は、農業を離れた人で、おのずから調査の対象なり内容が異なつてくると思ひます。

○石田(審)委員 一体その調査というものは、どういふ角度から、どういふ点をどういふふうには調査されるつもりですか。

○福田(篤)政府委員 農地改革の結果伴つた社会的な非常に激しい変動という立場から調査したいと思ひます。

○石田(審)委員 この問題がここまで迫り込まれてきたということは、先ほど基本的には前の農地局長時代の農林省あるいは農林大臣の見解は変わつておらない、こういうことであります。その後政府が地主団体並びに与党の圧力の前に屈して、これを提案するに至つたことは間違いないと思ひます。そこで自由民主党の中で調査会をお作りになつたことは、私は実は敬意を表しておる。すいぶんむずかしい調査をやりになつておる。これは長官は知つておられるかどうか存じませんが、が、版で表裏四枚に刷つた膨大な調査を

やつておられるんですね。さつき田万先生は生活困窮農家は一割ぐらいだとおっしゃったのですけれども、実はその結論も出ておられるのです。私はその調査にも敬意を表するものです。それによりますと、どういふ結果であるかと申しますと——これは一つ長官ももうちょっと勉強しておいてもらったらいいと思うのですが、これも膨大な調査資料です。その努力は非常なものです。そこでこういうことになっております。生活保護法などの適用の有無で、生活保護法などの適用を受けた者は〇・五％、現在受けておられる者は〇・一％、千人に一人です。生活保護法などの適用の有無で、母子福祉資金借入れをやっておられるものは、かつて受けた者は〇・六％、現在受けておられる者は〇・二％です。これもやはりもっと広範に調べなければ、その結論は信用できないと長官はおっしゃいますか、どうですか。

○福田(篤)政府委員 自由民主党が行ないました調査は、七十三カ所に行なつて約八千人を対象にしたようでございます。御指摘の通り、現在その調査に基づくと、生活保護の適用を受けている者は一％となっておりますが、しかしましたその統計の中に、生活に不満を訴える者三六％という数字が出ております。従つて到底に落ち込んだ数は少ないが、生活に不満足という点が四割近くもあるというふうには私どもは伺つておるわけでありませう。

○石田(有)委員 長官は一体この調査が、どういふ手続によつて行なわれたか、御存じですか。御存じなら一つ承りたい。

○福田(篤)政府委員 手続その他はこま

かい点については存じておりません。

○石田(有)委員 手続その他の最も重要な点を御存じないのであります。それから、それでは話にならない。私は新潟県の例をずっと調べてみますと、これを町村役場に委託をした。町村役場が農業委員会に頼んだが拒否された。そこで地主団体がこれをやつておる。一団地主団体は、十万円なり七万円なり五万円なりという補償を要求しておる。団体、そして生活が困窮しておるという主張をやつておる団体の諸君に調査を委託したならば、私は生活にゆとりがありますとか、ほかの人たちよりも楽であるとか、あるいは学校の子弟の教育もどうかやっておりますというふうな結論が出るはずがないやうありませんか。そういう主張をやつておる団体の役員等に調査をさせれば、さつき私が指摘したように公平な結論が出るはずがないのです。そういうことをやつておるのが大部分じゃないですか。農業委員会はこれに反対の態度を明らかにしております。全国大会でも各府県の大会でも町村の委員会でもほとんど大部分がこれに反対をしております。そういうところが協力するはずがありません。協力しないからといって、この地主団体の手をわすれらわして調査をした結論というものは、今長官が指摘されたように三六％の者が生活は困りますと言つて相違ない。そういう手続についてまた再び同じやうなことをおやりになるのではないかと、非常に心配をしておるのです。御意見はどうですか。

○福田(篤)政府委員 今度の法律に基づく調査会は、先ほどお答えしました通り権威のある公正な調査機関に命令しまして、約一万五千戸を対象として全国的にやるつもりでありますので、御指摘のような御懸念はないと思ひます。

○石田(有)委員 国内の特に農村関係では、今申し上げたように全国農業会議所というものは国からいろいろ補助金や助成金ももらつて活動をしておる団体だけれども、全国大会において絶対反対の態度を表明しておる。各府県で、反対の決議をしていない府県はほとんどありません。中には、市町村によつては、旧地主の影響等のもので動いておる委員会もあるいは反対の決議をしない委員会もあるかもしれぬけれども、大部分が反対の態度を明確にしておるときに、一体どういふ機関で、どういふうな方法でそれを調査しようというのですか。

○福田(篤)政府委員 先ほど申した通り、権威ある調査機関に一括して全国的に調査する、こう考えております。

○石田(有)委員 権威ある調査機関という抽象論ではわからないのです。農林省には統計部という統計についての権威ある機関があるのです。その機関を通しておやりになるのか。あるいは内閣には、内閣統計局というものがあつたので、そこでも諸般の統計を扱つておられる。それがあるわけですか。一体どういふ機関で、おやりになるのか。あるいはこれは一千万円だけれども、来年からは数億の予算を使つて農林省の統計部のようなものを独自にお作りになるおつもりなのか、一体具体的にどういふ腹案で臨んでおられるのですか。

○福田(篤)政府委員 細部につきましては、

ては、福田説明員から説明いたします。

○福田説明員 この調査会が成立いたしますれば、従来総理府として諸種の調査に使つておりました、たとえば中央調査社というふうな、従来やりました調査に徴しまして、信用のおけました機関を利用いたすつもりでございます。

○石田(有)委員 まだ具体的な腹案がなくて、この法案を通すということは非常に危険千万です。大体社会問題を調査するおとしやるけれども、社会問題というものは経済とやらはらのもので、経済的に非常に困窮をし、窮乏を告げておるという、そういうこととの関連において社会問題というのは起るのです。ところが、今政府がこつていふ法案を出されて、この法案がかつて成立するやうなことがあつたならば、さつき私はちよつと指摘したのでありますけれども、平和な農村に再び地主団体の法律を無視した暴力による土地取り上げ事件などが横行するでしょう。今平和になつた農村に、再び旧地主の団体が横行闊歩して、農村の平和を攪乱することは火を見るよりも明らかです。そういうところにこそ重大な社会問題が起るのじゃないですか。これは社会問題を誘発するところの悪法であると言わなければならぬ。皆さんは、この法案そのものを非常に軽い気持ちで考えればいいじゃないかという考えもあるやうですけれども、及ぼすところの影響は非常に大きい。これは皆さんはおそらく御存じないのではないかと申す。これこそ私どもが一番憂慮する問題の一つであります。そういう点について、かつて一度

起こつた。香川県等においては、昔の將軍様が地主団体に参加して、兵卒が小作人で、大東亞戦争の二の舞をたんのの中で演じたではないですか。石川県でもやりました。これは再びそういう問題に点火する契機となるおそれがある。そういう点で、われわれはこれは断じて許してはならないと思ふ。

この点については、どうせまだ序論でありまして、これから本論に入るわけでありまして、時間の関係もございまして、きょうはこの程度に留保いたしておきますが、さらに長官を中心にしてよく御検討おき願ひしたいと思います。

○福田委員長 次会は明日四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

昭和三十五年三月七日印刷

昭和三十五年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局